デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百四十九号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十七条の二第二項及び第四項並びに第二十七条の三第三項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令 （法第九条第三項の法務大臣である情報提供者による令第二十七条の二第二項の規定による通知の方法） **第四十五条の二**　令第二十七条の二第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。 （法第二十一条の二第二項の市町村長による令第二十七条の二第四項の規定による通知の方法） **第四十五条の三**　令第二十七条の二第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令 ［条を加える。］

（機構が令第二十七条の二第三項本文の規定による通知を受けたときの機構による住民票コードの通知の方法等）

第四十五条の四　第四十三条から第四十五条までの規定は、機構が令第二十七条の二第三項本文の規定による通知を受けたときについて準用する。この場合において、第四十三条中「第二十七条第四項」とあるのは「第二十七条の二第五項において準用する令第二十七条第四項」と、第四十四条中「第二十七条第三項」とあるのは「第二十七条の二第五項において準用する令第二十七条第三項」と、「同条第一項」とあるのは「令第二十七条の二第一項」と、「情報照会者等」とあるのは「情報提供者」と、第四十五条中「第二十七条第六項」とあるのは「第二十七条の二第五項において準用する第二十七条第六項」と読み替えるものとする。

（市町村長による令第二十七条の三第三項の規定による通知の方法）

第四十五条の五　令第二十七条の三第三項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

省　令

○財務省令第八十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三条第十七項、第三条の二の二第十一項、第二十五条の十の三第二項、第二十六条第二十項及び第二十六条の三十第十四項、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三百三十七条第二項第一号、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第五条第一項第一号並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第百六十号）第四条の二第六項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十七日

財務大臣　鈴木　俊一